

# 起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

（1号）

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和3年3月22日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和3年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当（ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和3年3月18日（木）		
				会議時間	10時00分～10時30分		
出席委員	委員長	宮本 幸輝		委 員	酒井 石		
	副委員長	山下 幸子		委 員	廣瀬 正明		
	委 員	小出 徳彦					
	委 員	山崎 司		欠席委員			
	委 員	大西 友亮					
その他	委員外委員	寺尾 真吾					
執行部出席者	観光商工課長	朝比奈雅人					
	観光商工課長補佐	金子 雅紀					
	観 光 係 長	佐竹孝一郎					
	まちづくり課長	桑原 晶彦					
	産業建設課長	渡辺 昌彦					
	産業建設課長補佐	田中 邦典					
事務局	局 長	西澤 和史					
	総 務 係	上岡真良那					
記 録							
令和3年3月18日に産業建設常任委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた「第37号議案 四万十カヌーとキャンプの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】

令和2年度の県補助事業を活用して「かわらっこ」にSUPを導入することに伴い、利用料金の上限を設定し、併せてカヌーの単位をわかりやすくするために、「一艇」「タンデム」の明記を追加して整理するものである。SUPは2から3人乗りが1人1時間2,200円、1人半日（4時間以内）6,600円。7から8人乗りが1人1時間2,200円、1人半日（4時間以内）6,600円。なお、これはSUPの購入金額、今後の利用者数見込み、耐用年数等を勘案するとともに、近隣でSUPのアクティビティ体験を行う事業者の金額も参考に試算して設定した。また、これは上限の利用料金であるため、実際の利用料金はこの範囲内で市と指定管理者で設定する。

【質疑：小出委員】

SUP料金は貸出のみか、インストラクター料金も含まれているのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

基本的にインストラクター付きの料金で設定している。

【質疑：廣瀬委員】

上限の料金ということなので、今後具体的に協議すると思うが、例えば7から8人乗りで夫婦と子供達で申し込みがあった場合、とても高額になる心配がある。人数が増えたら少し割引く等、今後検討するのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

かわらっことも協議中だが、例えば4人家族等が来た場合は半日利用の拡大を図りたいという想いがあり、1時間利用よりも半日利用の方が割安になっている。現在のところは、多人数による割引については考えていない。

【質疑：廣瀬委員】

利用が増えてこそだと思う。例えば一定期間割引して皆さんに楽しんでもらう期間を設ける等、前向きに検討してもらいたい。それについてはどうか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

あくまでも、今回お願いしているのは上限設定の部分になる。オンシーズンやオフシーズン、また、他のアクティビティと融合した商品等についても、かわらっこ造成していきたいと思っているため、ご意見も参考にしたい。

【質疑：酒井委員】

全体的に少し高いような気がする。利用を控える等の悪影響が心配だがどうか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

半日の川下りコースを一番売りの商品にしたいと思っている。近隣の民間会社の半日川下り料金が6,000円のため、同じ料金設定を予定しており、かわらっことの協議では「SUPの半日利用料金4,000円」「川下り料金2,000円（条例に定めるものではなく、かわらっこの自主事業。インストラクター代含む。）」の合計6,000円を半日川下り料金として想定している。

そのため、SUPの利用料金としては、現在のところ半日4,000円を想定しているものである。

【意見：酒井委員】

この程度の料金でないと運営できないという状況なら良いと思うが、少しでも安い方が利用者にとって有利という気がする。

**【答弁：朝比奈観光商工課長】**

オンシーズンはこの設定で行きたいと思っているが、オフシーズンについては、今後かわらっこと協議を重ねていきたい。

**【質疑：山下委員】**

SUPはどのような方法でPRするのか。

**【答弁：朝比奈観光商工課長】**

HPの他、アクティビティができる市の主要3施設（カヌー館、かわらっこ、四万十楽舎）の新しいパンフレットを作成中のため、紙媒体やSNS、インターネット等で行う予定である。

**【意見：山下委員】**

今朝、テレビ番組で仁淀川の四季の写真や、水中カメラで撮影した川の中の様子、透明度等をPRしていた。四万十町のジップラインや、それに乗れない方でも体験できるようなものを付けてみたり、土佐清水市では清水サバのPRもあった。しかし、四万十市は下田の四万十川の写真が1枚のみで、とてもショックだった。情報を取り入れて連携する等、もう少しPRにも力を入れた方がもっと四万十市も活性化すると思うがどうか。

**【答弁：朝比奈観光商工課長】**

テレビも含めメディア露出は非常に重要だと考えている。マスコミとの関係も良好に構築して、今後も積極的に取り組んでいきたい。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、「第41号議案 四万十市道路線の廃止について」及び「第42号議案 四万十市道路線の認定について」の審査を行った。

**【説明：桑原まちづくり課長】**

現在、県が整備を進めている県道山路中村線の一部供用開始に伴う市道の廃止及び認定についてである。

まず、市道角崎線についてご説明する。これは佐岡橋を起点として後川の堤防沿いを通り、角崎の旧堤防を終点とする延長約1,700mの1級路線であるが、県道山路中村線の改良工事により、後川の堤防下延長約120m間が県道に取り込まれることとなった。そのため、この区間について道路としての機能が無くなることから、当該路線を2路線に分割する。具体的には、主たる路線として起点の佐岡橋から約1,500mの区間を1級の機能を留める「角崎線」として残し、終点の変更を行う。また、残る100mについては、沿線に家屋もあり公益性も非常に高いことから、市道「角崎小路口線」として新たに市道認定し直すものである。

次に市道「畑ノ下中山門ヤシキ線」についてご説明する。この市道は起点部が角崎旧堤防法面坂路となっていてところ、県道山路中村線の改良工事により旧堤防をオープンカットしたことで、起点側から約90mが道路形態を無くすこととなった。これにより、起点部が接道しなくなったため、他の公道と接続している終点側を新たな起点とし、約260m間を市道として認定し直すものである。

※質疑なし

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決・認定すべきものと決した。**

●次に、「第43号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大宮生活改善センター）」の審査を行った。

**【説明：渡辺産業建設課長】**

大宮生活改善センターの指定管理者の指定管理期間が令和3年3月31日で満了するた

め、4月1日からの5年間の指定管理者について議会に提案するものである。

指定管理者は西土佐大宮 349 番地 2 の大宮中地区で、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針 3 の (1) ア「一定の地域住民のためのコミュニティ施設で、住民全体の地区組織等が一体的に管理運営することにより、地域住民の利便性の向上が図れると認められる場合」に該当するため、非公募により選定する。

**【質疑：小出委員】**

建物の年数が経過していると思うが、メンテナンスの問題等はあるのか。

**【説明：渡辺産業建設課長】**

屋根の雨漏りが若干生じているため、修繕について令和 3 年度の当初予算に計上している。地元負担金 3 分の 1 については了済である。

**【質疑：酒井委員】**

年間の利用状況、頻度はどのようになっているか。

**【説明：渡辺産業建設課長】**

具体的な利用頻度は把握していないが、大宮地区全体の総会等に利用されていると思う。頻度としては、それほど多くないと思っている。

**【意見：酒井委員】**

人口も減少しているため利用頻度が少ないのは分かるが、できる限り活用してもらいたい。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、「第 46 号議案 四万十市道路線の廃止について」及び「第 47 号議案 四万十市道路線の認定について」の審査を行った。

**【説明：桑原まちづくり課長】**

自由ヶ丘団地北線は、隣接する自由ヶ丘ニュータウン開発と同時に民間で整備された道路だが、管理について協議がなされておらず、当時は市道として認定されていなかった。その後、地権者の方々と協議を行い、平成 19 年度に議会に議決いただき市道として認定。順次、用地の寄附等を受けていたが、起点部の約 7 m 間が寄附を得られなかったため、区域決定並びに供用開始が出来ない状況が続き、沿線に土地を所有する方々の土地の有効利用等を妨げる状況となっていた。そのため、本年 1 月に地権者の方々から改めて要望を受け、協議を進めた結果、地権者の方々の負担で起点部の道路を一部付け替えていただき、市道認定することとなったものである。

付け替え部分の土地の地権者からは、2月24日に分筆登記を完了させ、翌日付で寄附採納願いの提出もいただいている。これまでの経過や、起点部の付け替えにおける地権者の短期間での対応等を踏まえ、市としても土地の有効利用に向けて迅速な対応が必要と考え、追加で廃止・認定をお願いするものである。

**【質疑：小出委員】**

確認だが、新しく起点部を付け替える部分について、消防法等の法的な問題はクリアされているか。

**【答弁：桑原まちづくり課長】**

当該道路は、都市計画法の開発行為に基づく道路であるのが本来の姿だと思っており、その法律に順じているため問題ないと考えている。

**【質疑：山崎委員】**

もともとの起点部を寄附いただけないのは、何か理由があるのか。

**【答弁：桑原まちづくり課長】**

地権者は調べており、自由ヶ丘ニュータウンの開発に関係する方と聞いている。一体的

な開発をしたくなかったのではないかと推測される。

— 小 休 —

— 正 会 —

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決・認定すべきものと決した。**

— 小 休 —

■事務局より連絡事項

○3月定例会予算決算委員会の附帯決議案について説明した。

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。